

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する平城宮跡歴史公園の公園施設の利用料金の額で令和八年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和八年三月六日

奈良県知事 山下 真

一 施設の利用料金

宮跡展望室											施設の種別
C室			B室				A室				
登録団体	一般	登録団体	県外学校	県内学校	登録団体	一般	県外学校	県内学校	登録団体	一般	使用区分
一、一〇〇円	一、三七〇円	一、二五〇円	八三〇円	一、三三〇円	一、六六〇円	一、三三〇円	八八五円	一、四二〇円	一、七七〇円	午前九時から 午後一時まで	
一、一〇〇円	一、三七〇円	一、二五〇円	八三〇円	一、三三〇円	一、六六〇円	一、三三〇円	八八五円	一、四二〇円	一、七七〇円	午後一時から 午後五時まで	
二、二〇〇円	二、七四〇円	二、五〇〇円	一、六六〇円	二、六六〇円	三、三二〇円	二、六六〇円	一、七七〇円	二、八四〇円	三、五四〇円	午前九時から 午後五時まで	

ジョギング・サイクリングステーション	県内学校	六八五円	一、三七〇円
	県外学校	一、〇三〇円	一、〇三〇円
		二、〇六〇円	
更衣室	一人一回につき		四〇〇円

注

- 1 「登録団体」とは、構成員の半数以上が県内在住者で構成される団体であり、事前に登録を行った団体とする。
- 2 「県内学校」とは、県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の職員、学生、生徒及び児童とする。
- 3 「県外学校」とは、県外に所在する学校教育法第一条に規定する学校の職員、学生、生徒及び児童とする。
- 4 ジョギング・サイクリングステーションの更衣室を使用する場合において、シャワーを使用しないときの更衣室の使用料は、無料とする。

二 備品の利用料金

電動アシスト自転車	普通自転車（電動アシスト自転車を除く。）		五〇〇円
	大人用自転車及び子供用自転車（二十インチ）	一台一日につき	
	子供用自転車（十六インチ）	一台一日につき	二〇〇円
	一台一日につき		八一〇円